

清 掃 仕 様 書

1 業務の適用

本仕様書は、安佐北区地域整備課が発注する口田南地区下水管清掃業務 7-1（以下「業務」という。）の内、下記について適用するものとする。

- (1) 下水管きょ内の清掃
- (2) 排水路内の清掃

2 業務内容

別添の実施要領により行うものとする。

3 遵守事項

業務を実施するに当たっては、業務の重要性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の関係法令に従うとともに、事故防止に必要な措置を講じなければならない。
また、暗きょ等への本業務の作業開始前と作業中は、酸素欠乏危険作業主任者を常駐させ、酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を常時計測しなければならない。
- (2) 業務の実施に必要な道路使用、交通の制限等の届出または許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。
- (3) 業務の実施に当たり、下流側に土砂等を流出、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚さないよう適切な措置を講じなければならない。
- (4) 下水管内のモルタル、油脂類等付着物の除去が不可能なときは、直ちに監督員に連絡するものとする。
- (5) 業務完了後は、施設を原状に戻し、マンホール鉄蓋のガタツキのないことを確認しなければならない。
- (6) 本業務により発生する汚泥等の産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合する処理場に搬入しなければならない。
- (7) 本業務により発生する汚泥は、乾燥等の一次中間処理を施した後、選別等の二次中間処理を施し再資源化施設（廃掃法第14条第6項の規定に基づき産業廃棄物処分業の許可を受けた者が汚泥を再資源化している施設）へ搬入又は、産業廃棄物処分業の許可を受けている管理型処分場へ搬入すること。
なお、受入施設に搬入基準がある場合は、適合するよう処理すること。
- (8) 本業務により発生する汚泥等の産業廃棄物を、産業廃棄物最終処分場に搬出する場合は、産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理しなければならない。
なお、本業務により発生する汚泥等の産業廃棄物を、産業廃棄物最終処分場及び産業廃棄物中間処理施設（再資源化施設を除く）に搬出すると見込んでいる場合は、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
- (9) 土砂等の運搬車両の使用に当たっては、土砂等の流出、飛散並びに臭気の漏出のおそれのない構造の車両でなければならない。

4 提出等

- (1) 委託業務実施計画書を別添の実施要領により作成し、業務着手前に監督員へ提出しなければならない。
- (2) 委託業務実施報告書を別添の実施要領により作成し、監督員へ提出しなければならない。

実 施 要 領

1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は添付図書に示す委託対象地域の施設の機能回復を図るために必要な清掃等を行うことを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 下水管きょ内の清掃
下水管等に堆積した土砂等をすべて取り除くことにより、施設の機能保持及び環境の改善を図るものである。
- (2) 排水路内の清掃
排水路等に堆積した土砂等をすべて取り除くことにより、施設の機能保持及び環境の改善を図るものである。

3 委託業務実施計画書の作成

委託業務実施計画書は次の事項を記載しなければならない。また、当初の記載事項に変更及び追加が生じた場合、すみやかに変更委託業務実施計画書を提出しなければならない。

- (1) 業務に従事する従業員の氏名、住所
- (2) 主要車両（機械）届出書
- (3) 土砂等の処理方法及び処分場所
- (4) 産業廃棄物の特記仕様書
- (5) 二次中間処理を委託する場合はその委託契約書の写し
- (6) 安全対策の方法（換気対策を含む）

4 本業務で発生する汚泥については、下記のとおり処分すること。

（１）雨水施設の有機汚泥については、セメント固化等の中間処理を施した後、次の運搬先に搬出する。

産業廃棄物	最終処分場所	備 考
雨水施設 有機汚泥	有機汚泥の再資源化施設又は産業廃棄物処分業の許可を受けている管理型処分場	本業務から発生する汚泥は、積算上再資源化するものとし(株)環境開発公社五日市工場（広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原１０４６０－１８）へ搬入するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない。

（２）雨水施設の無機汚泥については、次の運搬先に搬出する。

産業廃棄物	最終処分場所	備 考
雨水施設 無機汚泥	無機汚泥の再資源化施設又は産業廃棄物処分業の許可を受けている再資源化施設	本業務から発生する汚泥は、積算上再資源化するものとし協和鋳業(株)（広島市安佐北区安佐町筒瀬２２１１）へ搬入するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない。

5 委託業務実施報告書の作成

- (1) 監督員の指示により、委託業務実施報告書（以下「報告書」という。）を作成し、提出しなければならない。
- (2) 業務施工状況写真を報告書に添付し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 最終処分時点のマニフェスト（排出事業者送付用）を報告書に添付し、監督員に提出しなければならない。
- (4) 業務集計報告書、業務完了報告書兼検査書を作成し、検査を受けなければならない。
- (5) 検査の結果、手直しを指示された場合は、直ちに履行し再検査を受けなければならない。
- (6) 当月分の報告書については、月末までに監督員に提出しなければならない。
- (7) この実施要領に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示を受けなければならない。

産業廃棄物の特記仕様書

- 1 発注者から受注した受注者は、委託契約書記載の委託業務の実施に当たって発生する産業廃棄物の搬出について、マニフェストで管理を行うものとする。
また、マニフェストは発注者が準備し、受注者へ交付するものとする。

2 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は次のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可書を発注者に提示し、その写しを提出すること。

なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証を提示し、写しを提出すること。

(1) 収集運搬に関する事業範囲

ア 広島市の許可

許可都道府県または市 : _____
許可の有効期限 : _____
事業の範囲 : _____
許可の条件 : _____
許可番号 : _____

イ 搬入先所管県(市)の許可 (搬入先が広島市外の場合に限る。)

許可都道府県または市 : _____
許可の有効期限 : _____
事業の範囲 : _____
許可の条件 : _____
許可番号 : _____

(2) 処分業に関する事業範囲

許可都道府県または市 : _____
許可の有効期限 : _____
事業の範囲 : _____
許可の条件 : _____
許可番号 : _____

3 委託する産業廃棄物の種類及び予定数量

発注者が、受注者に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

なお、予定数量に増減があっても、受注者は損害賠償等を発注者に請求しないものとし、発注者はこの契約に定める処分委託費以外は一切支払わないものとする。

種類 : _____
予定数量 : _____

- 4 受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を次の処分施設に搬入するとともに、指定した処分方法により処分しなければならない。

中間処理又は一次中間処理

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
処分の方法 : _____
処分施設の処理能力 : _____

※ 二次中間処分がある場合に記載 (二次中間処理を委託する場合はその契約書の写しを提出すること)

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
処分の方法 : _____
処分施設の処理能力 : _____

※ 処分委託内容が中間処分の場合に記載

最終処分場の名称 : _____
所在地 : _____
最終処分の方法 : _____
処分施設の処理能力 : _____

- 5 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を収集運搬中に積替え又は保管することなく、速やかに前項に掲げる処分場に搬入しなければならない。
 - 6 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者が広島市委託契約約款第4条第2項の規定に基づき再委託を承諾する場合を除くものとする。
 - 7 受注者は、前項ただし書きにより再委託を行う場合は、発注者自らが法令に定める再委託基準に従って行われることを確認し、書面による承諾を与えて行われるものについてはこの限りではない。
この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託契約を受注者の責任において解除するものとする。
 - 8 発注者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し受注者に交付すること。
受注者は、発注者から交付された当該マニフェストに必要事項を記入し、運搬を終了した日から10日以内に〔B2票〕を、中間処分を終了した日から10日以内に〔D票〕を、最終処分を終了した日から10日以内に〔E票〕を速やかに発注者へ提出すること。
 - 9 発注者は、受注者の要求に従い、収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物の有無、臭気）、荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知するものとする。
 - 10 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負うこと。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受注者が責任を負うこと。
 - 11 受注者は、発注者から委託された収集運搬又は処分が終了した都度、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出すること。ただし、業務終了報告は、マニフェストの写しで代えることができる。
 - 12 受注者はやむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。
雨水施設 有機汚泥
努めなければならない。
 - 13 委託料・消費税等・支払いは次のとおりとする。
(1) 発注者の委託する産業廃棄物の処分に関する委託料は、下記のとおりとする。

(2) 雨水施設の無機汚泥については、次の運搬先に搬出する。 _____
- 雨水施設 無機汚泥 _____ 無機汚泥の再資源化
- 産業廃棄物の種類： _____ | 単価： _____ 円
- なお、消費税額及び地方消費税額は、支払の都度、産業廃棄物の種類の単価を3項に定める数量に乗じて得た金額に、消費税率及び地方消費税率を乗じて得た金額とする。
- (4) 産業廃棄物を広島県内の産業廃棄物最終処分場に搬出する場合は、広島県産業廃棄物埋立税として、産業廃棄物1トンあたり1,000円を見込んでいる。また、納税義務者は、広島県内の産業廃棄物最終処分場に搬出する排出事業者又は中間処理業者とする。
 - (5) 委託料の額が経済情勢の変動等により不相当となったときは、発注者と受注者双方の協議によりこれを改定することとする。
- 14 発注者が広島市委託契約約款第19条の規定に基づき本契約を解除する場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該産業廃棄物の処理については発注者の指示に従うこと。

局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等における安全管理 特記仕様書

1 適 用

- (1) 本特記仕様書は、局地的な大雨に対して作業環境の安全性を確保するため、雨水が流入する下水道管渠及びマンホール内に作業員が入坑する工事等に適用するものである。
- (2) 本仕様書に定めのない詳細な事項については、『局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)』【平成20年10月】（以下「安全対策の手引き」という。）によるものとする。

2 作業の対象

- (1) 作業の対象は、管更生や管内補修などの工事及び工事以外の点検や調査、清掃を含め、雨水が流入する下水道管渠及びマンホール内における作業全般（以下「工事等」という。）とする。
- (2) 開削、推進及びシールドなどの新設工事については、既設管渠と接続する場合等、急激に雨水が流入する恐れがある場合は対象工事とする。

3 安全管理計画の作成

受注者は、作業着手前に以下（4～8）の各項目を明記した施工計画書又は作業計画書を作成して本市監督員に提出するとともに、作業員へ周知徹底を図ること。

4 現場特性の事前把握

- (1) 受注者は、工事等を行う地域及び上流域を対象とする大雨に関する気象予測及び気象情報(安全対策の手引き第3章（P7）参照)を作業前に把握すること。
- (2) 受注者は、工事等着手前には本市監督員から下水道管渠施設情報等の貸与を受けするなどして、現場特性に関する資料や情報(安全対策の手引き第4章4－2（P15）参照)を収集・分析し、急激な増水による危険性等を十分に把握すること。

5 工事等の中止基準の設定

受注者は、次の標準的な工事等の中止基準を踏まえ、施工箇所毎に、現場特性に応じた中止基準(安全対策の手引き第4章4－3－2（P20）参照)を設定すること。

中止基準の設定にあたっては、退避時間の長さ、退避条件の厳しさ、現場の増水特性等を十分考慮すること。

＜標準的な工事等の中止基準＞

以下のいずれかの場合は、工事等を中止する。

- (1) 当該作業管きよの集水区域に洪水または大雨注意報・警報が発表された場合
- (2) 当該作業管きよの集水区域に降雨または雷が発生している場合

6 工事等の再開基準

工事等の再開基準の設定にあたっては、下水道管渠内水位が通常時と変わらないことや当該作業現場の安全が十分確保されていること(安全対策の手引き第4章4－3－4（P25）参照)を確認すること。

＜標準的な再開基準の例＞

以下の全てが満足された時点で、工事等を再開する。

- (1) 当該作業箇所または上流部に雨が降っていないこと、また、当該作業箇所または上流部に係わる気象区域に、注意報または警報が発表されていないこと。
- (2) 下水道管渠内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないことが確認されること。
- (3) 施工計画書又は作業計画書に定めた安全管理計画の全ての事項について、安全確認を完了すること。

7 迅速に退避するための対応

受注者は、工事等の開始後に中止基準に至った場合や急激な増水による危険性が察知された場合等に、下水道管渠内の作業員が安全かつ迅速に退避できるように下記の具体的な対策方法を定めること。

(1) 退避手順の設定

ア 下水道管渠内作業員の退避ルート、退避時の情報伝達方法等の退避手順を設定すること。

イ 実際の現場において、退避訓練を実施し、退避時の対応手順や情報伝達の確実性、退避時間等を実地検証すること。

(2) 安全器具等の設置

ア 現場特性に応じて、最適と考えられる増水緩和や流出防止に関わる安全器具等の設置を行うこと。

イ 安全器具の使用方法について、事前に全ての作業員が使用できるよう訓練すること。

(3) 情報収集と伝達方法

ア 下水道管渠内での作業中は、地上監視員を配置して、気象等の情報収集を行い、その情報を確実に下水道管渠内作業員全員に伝達して、危険性の早期発見や危機回避に努めること。

なお、地上監視員は、現場全体を把握できる者（原則、現場代理人）を選任すること。

(4) 資機材の取り扱い

ア 下水道管渠内の資機材については、流出防止対策を講じておくとともに、下水道管渠内作業員が退避する場合には、退避に支障がある資機材は残置して、作業員の退避を最優先させること。

8 日々の安全管理の徹底

受注者は、作業開始前に作業関係者全員に対し、使用する安全器具の設置状況、使用方法、当日の天気情報及び退避時の対応策等についてミーティング(安全対策の手引き第4章4-5（P33）参照)を通じて周知徹底すること。これらの内容は、安全管理点検表等（安全対策の手引き第4章、図4-9（P34）参照）により確認させること。

受注者は、平素より講習・訓練等によって安全管理に係わる知識や技術を習得するとともに、継続的な取組みにより、危機管理意識の向上に努めること。

※ 『局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)』【平成20年10月】については、国土交通省のホームページを参照すること。

アドレス (http://www.mlit.go.jp/report/press/city13_hh_000036.html)

下水管路施設点検施工条件

業務名：口田南地区下水管清掃業務7-1

1、工程関係			
①工期	工期は、準備および報告書作成期間、雨天・休日等を含み、契約締結の日から令和8年3月31日までとしている。 なお、休日等には、日曜日、祝日、作業期間内の全土曜日を含んでいる。 工期の延期については、必要に応じて別途協議する予定である。		
	本業務においては、作業時間帯を昼間で見込んでいる。 なお、地元及び関係機関との協議等により、制約条件に変更が生じる場合は、協議のうえ契約変更の対象とする。		
②本業務への制限			
2、安全対策関係			
①交通整理員及び保安施設	本業務の施工にあたっては、保安施設を配置し、一般交通等に支障を及ぼさぬよう十分に注意すること。		
	また、交通整理員は下記のとおり配置するものとしている。なお、地元及び関係機関との協議等により、制約条件に変更が生じる場合は、協議のうえ契約変更の対象とする。		
	作業内容	交通整理員数	施工時間
	全て	交通誘導警備員B 1人/日	昼間交替要員なし
3、その他			
①その他	本業務の積算では、令和7年度11月単価を適用している。 関係機関との協議が必要となった際には、必要書類を作成し、関係機関との調整を行った後、作業を行うこと。		

設計条件項目表

業務名： 口田南地区下水管清掃業務7ー1

項目	設計条件		
暗渠清掃工		236	m3

処分場

産業廃棄物	最終処分場所	備考
雨水施設 無機汚泥	無機汚泥の再資源化施設又は産業廃棄物処分業の許可を受けている再資源化施設	本業務から発生する汚泥は、積算上再資源化するものとして協和鉱業(株)(広島市安佐北区安佐町筒瀬22-11)へ搬入するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない。

位置図

広島市

29687.13

30457.13

-171985.50

-171985.50

主要地方道広島三次線

太田川

小田駅

JR 芸備線

-173190.50

-173190.50

29687.13

30457.13

縮尺(1: 5,000)